

薬剤による医療過誤防止と薬剤師-6 過量投与事件の比較から考える薬剤師の責務

○秋本 義雄¹, 喜来 望², 鈴木 順子², 鈴木 政雄³, 宮本 法子⁴, 山本 大介²

(¹東邦大薬, ²北里大薬, ³帝京平成大薬, ⁴東京薬大薬)

【はじめに】 過量投与による医療過誤の発生には、単純な過誤の連鎖とそうではない要因がある。報道や裁判例から過量投与事件に対する薬剤師業務を考察する。

【事件の概要】事例1：薬局で薬剤師が薬剤を取り間違え、処方せん記載の4倍量薬剤を調剤し、それを服用した82歳の男性患者が死亡した。薬剤を調製した薬剤師と薬剤鑑査を行った薬剤師が、業務上過失致死の容疑で書類送検された。(日経ドラッグインフォメーション2009年6月号)

事例2：オーダーリングシステムが導入されている病院で、薬剤師は5倍量の抗生物質が記載された処方せんに従い調剤し、それを投与された男性(当時6歳)が死亡した。裁判所は、開設者と投薬を指示した担当医、調剤を担当した薬剤師、鑑査を行った2名の薬剤師に賠償責任を認め、連帯して2365万円の支払いを命じた。(判例タイムズ No.1344 2011.6.1)

【事件の原因と薬剤師の責任】 両事例とも調剤過誤による過量投与で患者が死亡した事件であるが、過誤の発生において本質的な違いがある。

事例1の発生原因は、ピッキングの単純なミスが鑑査によっても修正できなかった認識作業の過誤であり、事例2はその処方が患者に適しているかどうかを検討せず調剤した判断作業の懈怠による過誤である。単純なミスはコンピュータの導入などで回避可能であろうが、調剤において薬剤師に必須である判断業務としての疑義照会、すなわち、薬剤師は納得した処方せんでなければ調剤しないという例外のない規則が守られないのであれば、薬剤師の存在意義自体が疑われる。また、両事例とも調剤者と鑑査者の責任が問われており、連携調剤における過誤はそれを見逃した各担当部署に同じ責任があることを再認識する必要がある。